

小松島市消防本部からのお知らせです

火災からあなたや家族の命を守る住宅用火災警報器

すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられました！



設置期限は

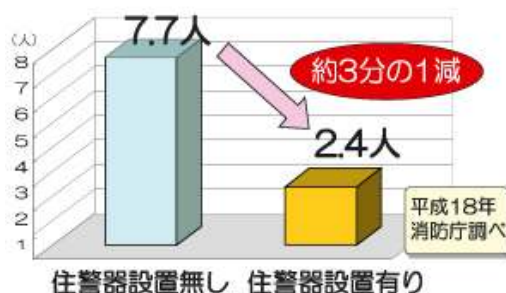
平成23年6月1日まで！

どうして設置するの？

住宅火災による死者の数は、1,000人を超える高い水準で推移していて、特に死者の半数以上が高齢者となっています。また、死に至った原因の7割は「逃げ遅れ」です。

住宅用火災警報器は火災を早期に知らせ、「逃げ遅れ」を防ぐとともに、素早い消火活動により被害を最小限に抑える効果が期待できます。

住宅火災100件あたりの死者数



どんな種類があるの？

大きく分けて煙を感知する「**煙式**」と熱を感知する「**熱式**」の2種類があります。そのほかにも、ガス漏れなども感知する「複合型」や聴覚障害のある方には、音以外の光や振動で火災を知らせてくれる警報器もありますが、原則は「煙式」を設置します。

また、設置方法についても、火災を感知した警報器だけが警報を発する「単独型」と接続されている全ての感知器が警報を発する「連動型」があります。



煙式



熱式

どこで購入するの？

ホームセンター、家電量販店、消防用設備の取扱店、メーカーの代理店などで**4,000円～7,000円**程度で販売されています。

販売店の中には、取付工事を行ってくれるお店もあります。

購入後は、おおむね**10年**でセンサー等の寿命により本体及び電池式の場合は電池の交換が必要です。

日本消防検定協会NSマーク



※「NSマーク」（日本消防検定協会鑑定品）の付いたものを選ぶと安心です。

もっと安く買えないの？

購入は個人単位が基本となりますが、自治会や事業所単位でまとめて購入する「**共同購入**」を行うことで、**価格低減**を図ることができます。

消防本部では、個人での機種選定や購入の手間を省くことができる共同購入の実施を支援するため、必要な資料や情報を提供しています。

共同購入すると他にもこのようなメリットがあります

- ①隣近所のみんが安心して暮らせます。
- ②悪質販売等の心配が軽減されます。
- ③同時期にメンテナンスができるので安心です。
- ④取付が困難な方も相談できて安心です。

どこに設置するの？

すべての住宅（戸建、店舗併用及び集合住宅など）の**寝室・階段**に住宅用火災警報器の設置が必要です。

取り付けが義務付けられている所

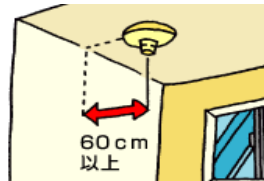
寝室・・・就寝に使用する部屋
階段・・・就寝に使用する部屋がある階の階段の踊り場

取り付けをおすすめする所

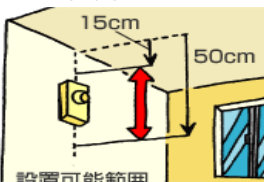
台所・・・台所には**〈熱式〉**の火災警報器を選んで下さい。
居室・・・就寝には使用しない部屋

取付位置

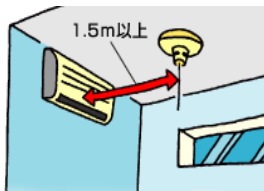
●天井に取り付けるとき



●壁に取り付けるとき



●エアコンなどがある場合



○火災の拡大を防いだ事例

事例1

天ぷらの調理中、電話がかかってきたためその場を離れたところ、天ぷら油が加熱され煙が発生し、住宅用火災警報器が鳴動しました。本人が音に気づき、ガスの元栓を閉めた。



事例2

寝タバコをして就寝中のところ、住宅用火災警報器の警報音で目が覚め、ふとんから煙が出ていることに気づき、あわてて風呂場へ持って行き、浴槽の水に浸した。

悪質な訪問販売に注意しましょう！

住宅用火災警報器の設置義務化を契機に、不適正な価格（市場価格を超える高額なもの）や無理強い販売を行う業者にご注意ください。

品質を保証するものに、日本消防検定協会の鑑定がありますので、「**NSマーク**」が付いている製品を購入するときの目安にしてください。

消防職員が販売することはありませんし、住宅用火災警報器は「クーリング・オフ制度」の対象商品です。



○住宅用火災警報器に関するお問い合わせ先

○機器購入に関する問い合わせ先

小松島市消防本部消防課予防係 0885-32-0119

住宅用火災警報器相談室（日本消防設備安全センター内）

0120-565-911（フリーダイヤル）

月～金曜日（祝日を除く）午前9時～午後5時